

自動車臨時運行許可（仮ナンバー）について（主な項目）

概要：自動車臨時運行許可は、登録されていない自動車や自動二輪車（400cc以上）、車検証の有効期限を過ぎている自動車及び自動二輪車など本来公道を走ることができない車両を運行させる申請があった場合に、目的・経路を限定し必要な最小限度の運行を許可するものです。（仮ナンバーとは、臨時運行許可を受けて道路を走る際のナンバーのことです。）

貸出しの対象：自動車や自動二輪車を以下のような理由で運行させる場合です。

- ① 新規登録や継続検査等のため運輸支局等へ運行する場合
- ② 販売を業とするものが販売の目的で回送する場合
- ③ 盗難にあった又は紛失したナンバープレートの再交付を受けるために、運輸支局等に運行する場合

許可できる期間等

○目的や経路により個別に判断し、必要最小限度の期間（最長で5日間以内）の貸出しとなります。予備日等余裕をもって貸出すことはできません。

○申請の受付は、仮ナンバーの使用日の当日若しくは前日です。但し、土日祝日に運行する場合は、直前の市役所開庁日の受付となります。（例：月曜日から使用⇒土・日が閉庁日のため金曜日から受付）また、自動車損害賠償責任保険の保険期間最終日は、正午で保険が切れてしまうため運行期間とすることはできません。

※ナンバープレートの使用は、1つの目的に対して1回限りで、許可を受けた車両・期間・経路以外に利用できませんのでご注意ください。

返却期間等

運行許可期限の満了日5日以内に、ナンバープレートと臨時運行許可書を窓口に戻却していただきます。

※許可書又はナンバープレートにおいては、返納が遅れた場合に始末書、亡失・き損した場合に亡失届の手続きを申請した窓口にしていただきます。また、ナンバープレートの亡失は、警察に亡失届の提出もしていただきます。

なお、亡失・著しくき損した場合、実費相当額の弁償をしていただきます。

お問い合わせ

市民課 受付係

055-237-5337